

スポーツ栄養学科授業科目及び単位数（令和4年度入学生用）「22番代」

1 基礎科目

授業科目	種別	単位数	標準履修学年								備考	
			1年		2年		3年		4年			
			必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
教養基礎科目	導入演習	演習	2		○							
	情報処理	演習	2		○							
	学習基礎教養演習	演習	2		○							
	総合英語A（含外国語コミュニケーション）	演習	1		○							
	総合英語B（含外国語コミュニケーション）	演習	1				○					
	総合英語C（含外国語コミュニケーション）	演習	1				○					
	総合英語D（含外国語コミュニケーション）	演習	1					○				
教養展開科目	スポーツと哲学	講義	2	○		○		○			3分野から1科目以上計6単位以上選択必修 人文分野	
	スポーツと現代思想	講義	2	○		○		○				
	心理学概論	講義	2	○		○		○				
	人の心と行動	講義	2	○		○		○				
	ことばと人間A	講義	2			○						
	ことばと人間B	講義	2			○						
	クリケットの発展から見える世界史とその実際	講義	2	○								
	日本の文化I	講義	2	○							社会分野	
	日本の文化II	講義	2	○								
	単位互換科目（人文科学系）	講義	2	○		○		○				
	社会学概論	講義	2	○		○		○				
	社会構造と人間関係	講義	2	○		○		○				
	消費経済とスポーツ	講義	2	○		○		○				
	世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2	○		○		○				
海外文化科目	法学	講義	2	○		○		○			自然分野	
	歴史学入門	講義	2	○		○		○				
	歴史と人間	講義	2	○		○		○				
	単位互換科目（社会科学系）	講義	2	○		○		○				
	生物科学	講義	2	○		○		○				
	エコロジー概論	講義	2	○		○		○				
	教養数学	講義	2	○		○		○				
	自然災害と人間	講義	2	○		○		○			「認定」科目	
	単位互換科目（自然科学系）	講義	2	○		○		○				
	体育系大学の基礎教養	講義	2	○								
	仙台大学の専門教養演習I	演習	2				○					
	仙台大学の専門教養演習II	演習	2						○			
	仙台大学の専門教養演習III	演習	2							○		

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考
				1年		2年		3年		4年		
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年	
海外文化科目	日本語Ⅰ	演習	2	○								「認定」科目
	日本語Ⅱ	演習	2	○								
	日本語Ⅲ	演習	2	○								
	日本語Ⅳ	演習	2	○								
科人生設計	キャリアプランニングⅠ	講義	2		○							「認定」科目
	キャリアプランニングⅡ	講義	2			○						
	キャリアプランニングⅢ	講義	2				○					

- 注 1) 基礎科目は、教養基礎科目10単位、教養展開科目12単位以上及び人生設計科目 6 単位の計28単位以上を修得しなければならない。
 2) 基礎科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。
 3) 単位互換科目とは、放送大学及び学都仙台コンソーシアムが提供する科目をいう。
 (具体的な科目については、教育企画課備え付け資料で確認のこと。)

2 専門基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考
				1年		2年		3年		4年		
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年	
講義	体育原理	講義	2		○							「認定」科目
	解剖・生理学Ⅰ	講義	2		○							
	スポーツ心理学	講義	2		○							
	スポーツ指導の基礎（含実習）	講義	2		○							
	運動栄養学概論	講義	2		○							
	生化学	講義	2		○							
	解剖・生理学Ⅱ	講義	2				○					
	栄養学	講義	2		○							
	食品学（含食品加工学）	講義	2				○					
	栄養指導論	講義	2				○					
	スポーツ社会学	講義	2		○							
	運動生理学	講義	2				○					
実技	スポーツ栄養学	講義	2				○					「認定」科目
	身体運動と発育・発達	講義	2				○					
	体力トレーニング	実技	1		○							「認定」科目
	体操（含体つくり運動）	実技	1		○							

注 専門基礎科目は、講義及び実技科目の単位をすべて修得しなければならない。

3 発展科目

授業科目	種別	単位数	標準履修学年								備考
			1年		2年		3年		4年		
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年
運動栄養学演習	演習	2						○			
スポーツ栄養学演習	演習	2						○			
運動指導演習	演習	2						○			
栄養学実習	実習		1					○			
食品衛生学	講義	2			○						
公衆栄養学概論	講義	2			○						
給食計画論	講義	2						○			
食品学実験	実験	1						○			
食品学演習	演習	2							○		
食品学実習	実習	1						○			
臨床栄養学概論	講義	2			○						
臨床栄養学実習	実習	1						○			
栄養指導論演習	演習	2							○		
栄養指導論実習Ⅰ	実習	1						○			
栄養指導論実習Ⅱ	実習	1						○			
生化学実験	実験	1						○			
解剖・生理学実験	実験	1			○						
調理学	講義	2	○								
調理学実験	実験	1			○						
調理学実習Ⅰ	実習	2	○								
調理学実習Ⅱ	実習	1			○						
給食運営実習Ⅰ	実習	1						○			
給食運営実習Ⅱ(校外実習)	実習	1							○		
衛生・公衆衛生学	講義	2		○							
社会福祉概論Ⅰ	講義	2	○								
スポーツ史	講義	2						○			
スポーツ経営学	講義	2	○								
スポーツ計量学	講義	2						○			
運動学(含運動方法学)	講義	2						○			
運動障害救急法(含実習)	講義	2			○						
スポーツトレーニング論	講義	2			○						
コンディショニング論	講義	2						○			
体力相談と運動処方	講義	2						○			
スポーツ医学概論	講義	2	○								
スポーツ医学A	講義	2						○			
スポーツ医学B	講義	2						○			
スポーツバイオメカニクス	講義	2			○						
卒業研究Ⅰ	演習	2						○			
卒業研究Ⅱ	演習	4								○	

注 1) 発展科目は、必修科目を含め38単位以上を修得しなければならない。

2) 発展科目で、必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

4 應用科目

授業科目	種別	単位数	標準履修学年								備考
			1年		2年		3年		4年		
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年
社会福祉概論Ⅱ	講義	2	○								
精神保健学	講義	2					○				
健康相談	講義	2				○					
メンタルトレーニング	講義	2				○					
教育の基礎理論A	講義	2			○						
教育の心理	講義	2		○							
教育の制度A	講義	2		○							
教育課程論	講義	2				○					
保健体育科教育論Ⅰ	講義	2		○							
保健体育科教育論Ⅱ	講義	2				○					
保健体育科教育論Ⅲ	講義	2				○					
保健体育科教育論Ⅳ	講義	2				○					
教育方法論A (ICT活用含む)	講義	2				○					
教育相談	講義	2			○						
学校保健学	講義	2				○					
学校栄養教育論	講義	2				○					
生涯学習概論A	講義	2	○								
生涯学習概論B	講義	2		○							
社会教育経営論A	講義	2				○					
社会教育経営論B	講義	2				○					
社会教育演習A	演習	2				○					
社会教育演習B	演習	2				○					
社会教育実習	実習	1				○					
教育社会学	講義	2		○							
生涯学習支援論	講義	2				○					
レクリエーション支援論	講義	2				○					
水上安全法(含実習)	講義	2				○					
地域スポーツ論	講義	2				○					
スポーツ政策論	講義	2			○						
運動学習の心理学	講義	2			○						
スポーツ施設の経営・管理	講義	2			○						
障害者とスポーツ	講義	2		○							
児童福祉論	講義	2		○							
障害者福祉論	講義	2		○							
地域福祉論	講義	2				○					
陸上競技	実技	1	○								
器械運動	実技	1			○						
水泳	実技	1	○								
バレーボール	実技	1	○								
バスケットボール	実技	1			○						
ハンドボール	実技	1			○						
サッカー	実技	1			○						
ラグビー	実技	1			○						
柔道	実技	1	○								
剣道	実技	1	○								
ダンスⅠ	実技	1	○								
海浜実習	実技	1	○								
スキーⅠ	実技	1	○								
スキーⅡ	実技	1					○				
マリンスポーツⅠ	実技	1			○						
マリンスポーツⅡ	実技	1				○					
スケート	実技	1	○								
キャンプ	実技	1	○								
テーピング	実技	1	○								
ニュー・ゲームズ	実技	1				○					

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考
				1年		2年		3年		4年		
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年	
テニス	実技	1	○									
バドミントン	実技	1	○									
ソフトボール	実技	1					○					
野球	実技	1					○					
卓球	実技	1	○									
新体操	実技	1			○							
レクリエーション実技Ⅰ	実技	1	○									
レクリエーション実技Ⅱ	実技	1			○							
エアロビックダンス	実技	1					○					
ゴルフ	実技	1							○			
日本国憲法	講義	2			○							
学生アスリートのための社会人基礎力	講義	2			○							
文章表現論Ⅰ	講義	2					○					
文章表現論Ⅱ	講義	2					○					
アルゴリズムとプログラム	演習	2			○							
情報ネットワークとセキュリティ	講義	2			○							
データ処理の基礎	講義	2					○					
ボランティア活動実践A	実習	1	○									
ボランティア活動実践B	実習	1			○							
ボランティア活動実践C	実習	1					○					
ボランティア活動実践D	実習	1							○			
海外短期研修A	実習	1	○		○		○		○			
海外短期研修B	実習	1	○		○		○		○			
海外短期研修C	実習	1	○		○		○		○			
海外短期研修D	実習	1	○		○		○		○			

注 1) 応用科目で修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2) 生涯学習概論B、社会教育経営論A・B及び社会教育演習A・Bを履修することができる者は、生涯学習概論Aの単位を修得した者に限る。

5 教職に関する科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考
				1年		2年		3年		4年		
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年	
教職論A	講義	2	○									
特別支援教育論（児童生徒）	講義	2						○				
道徳教育論	講義	2						○				
「総合的な学習の時間」論	講義	2					○					
特別活動論	講義	2			○							
生徒指導論A（含進路指導及びキャリア教育の理論及び方法）	講義	2					○					
教育実習I	講義	1					○			○		
教育実習II	実習	2					○					
教育実習III	実習	2								○		
教育実習IV	実習	4									○	
教職実践演習（中・高）	演習	2								○		
教職総合演習	演習	2						○				
教職総合実技	実技	1						○				
生徒指導論B	講義	2						○				
栄養教育実習I	講義	1						○		○		
栄養教育実習II	実習	1								○		
教職実践演習（栄養教諭）	演習	2								○		
教職キャリア演習I	演習	2						○				
教職キャリア演習II	演習	2						○				
保健体育科授業研究I	演習	2						○				
保健体育科授業研究II	演習	2						○				

注 修得した単位は、卒業単位に含めない。

6 自由科目

授業科目	種別	単位数	標準履修学年								備考	
			1年		2年		3年		4年			
			必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		
スポーツ傷害評価法	講義	2					○					
アスレティックリハビリテーション演習	演習	2					○					
アスレティックトレーニング論Ⅰ	講義	2			○							
アスレティックトレーニング論Ⅱ	講義	2					○					
アスレティックトレーニング演習	演習	2							○			
コンディショニング実習	実習	1					○					
アスレティックリハビリテーション論	講義	2			○							
NATAアスレティックトレーナーの実際Ⅰ	講義	2			○							
NATAアスレティックトレーナーの実際Ⅱ	講義	2					○					
アスレティックリハビリテーション実習	実習	1					○					
スポーツトレーナー概論	講義	2			○							
スポーツトレーナー演習	演習	2			○							
スポーツトレーナー実習	実習	1			○							
レジャー・レクリエーション論	講義	2			○							
スポーツマネジメント実習Ⅰ	実習	1			○							
野外教育論	講義	2					○					
野外活動・レクリエーション演習	演習	2					○					
スポーツマネジメント実習Ⅱ	実習	1					○					
スポーツクラブ・マネジメント演習	演習	2					○					
スポーツターフ管理概論Ⅰ	講義	2			○							
スポーツターフ管理概論Ⅱ	講義	2					○					

注 修得した単位は、卒業単位に含めない。

仙台大学教育課程及び履修方法に関する規程〈スポーツ栄養学科〉(令和4年度入学生用)「22番代」

趣 旨

(趣旨)

第1条 仙台大学学則（以下「学則」という。）第34条の規程に基づき教育課程及び履修方法については、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が定める。

(栄養士免許の取得)

第2条 本学科は栄養士法に基づく栄養士養成施設であり、本学科に所属する学生は栄養士免許の取得に努めなければならない。

教育課程

(教育課程の編成方法)

第3条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配分して構成する。

(授業科目の区分)

第4条 授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目及び自由科目に分ける。

2 基礎科目は、教養基礎科目、教養展開科目（人文分野・社会分野・自然分野）海外文化科目及び人生設計科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目及び単位数等は、別表のとおりとする。

授業の方法

(授業の方法)

第6条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

教育科目の履修

(基礎科目)

第7条 基礎科目については、教養基礎科目の7科目10単位（必修）、教養展開科目から6科目12単位以上、及び人生設計科目の3科目6単位（必修）、計28単位以上を修得しなければならない。なお、教養展開科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2 基礎科目のうち海外文化科目については、修得した単位を、すべて卒業単位に含めることができる。

3 単位互換により修得した単位は、教養展開科目（人文分野・社会分野・自然分野）に含めることができる。
単位互換の詳細については、学長決定事項として、学長が別に定める。

4 本条第1項にかかわらず、外国人留学生に関しては、教養基礎科目については、「総合英語A（含む外国語コミュニケーション）」、「総合英語B（含む外国語コミュニケーション）」、「総合英語C（含む外国語コミュニケーション）」、「総合英語D（含む外国語コミュニケーション）」に替えて「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」の4科目8単位（必修）を修得しなければならない。また、教養展開科目について、「日本の文化Ⅰ」、「日本の文化Ⅱ」の2科目4単位（必修）を含む8科目16単位以上を修得しなければならない。

(専門基礎科目)

第8条 専門基礎科目については、16科目30単位を修得しなければならない。

(発展科目)

第9条 発展科目については、38単位以上を修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(応用科目)

第10条 応用科目は、修得した単位すべて卒業単位に含めることができる。

(自由科目)

第11条 自由科目は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が別に定める他学科科目とする。修得した単位は卒業単位に含めない。

(履修の手続)

第12条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を決め履修の登録をしなければならない。

履修手続については、学長決定事項として、学長が別に定める。

2 前項の履修登録を行っていない授業科目は、履修することができない。

(C A P制)

第12条の2 学科・学年を問わず、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とし、それを超えての履修登録はできない。

2 前項に関わらず、成績等により上記の単位数を超えて履修登録することができる。

3 第1項及び第2項に係るC A P制の運用に関する事項は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が別に定める。

(履修の取消)

第13条 履修登録した授業科目を途中で取り消す場合は、所定の手続きによって担当教員の許可を得るものとする。

(定期試験)

第14条 定期試験は、原則として学期末に行う。但し、必要があるときは、この限りではない。

2 試験は、筆答試験、レポート、口述試験等のいずれか又は併用によって行われる。但し、実験、実習及び実技については、平常の成績及び定められた課題によって行う。

(受験資格、受験方法等)

第15条 受験資格、受験方法等については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(試験における不正行為)

第16条 試験において不正行為があった場合は、当該学期に受験した全科目を無効とする。

(追試験)

第17条 病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、その他やむを得ない事由により定期試験を受けることのできなかった者は、追試験を受けることができる。その詳細については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(特別試験)

第18条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。但し、卒業又は本学で認める資格取得に必要な科目の一定の単位が不足している者については、特別試験を行う。その詳細については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(成績評価)

第19条 成績評価は、学年末又は授業が終った学期末に行われる。

2 評価は、原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。

3 履修成績の評価の区分は次に掲げるとおりとし、「可」以上を合格とする。

- ・「秀」 90点以上
- ・「優」 80点以上から89点まで
- ・「良」 70点以上から79点まで
- ・「可」 60点以上から69点まで
- ・「不可」 60点未満
- ・「放棄」 総授業時間数の3分の2未満の出席又は定期試験未受験等

4 前項にかかわらず、一部の科目については、次に掲げるとおりとし、「認定」を合格とする。

- ・「認定」 60点以上
- ・「不可」 60点未満
- ・「放棄」 総授業時間数の3分の2未満の出席又は定期試験未受験等

5 学則第31条の2、第31条の3、及び第32条の規程に基づき認定した単位等の評価は、「認定」とする。

6 大学教育における成績評価基準の標準化及び厳格な成績評価のために、G P A（グレードポイントアベラージ）による成績評価を行う。G P Aの運用に関する事項は、学長指示事項として必要により教授会の意見を

求め、学長が別に定める。

(再履修)

第20条 修得した授業科目は再履修することができない。

(単位の取消)

第21条 すでに修得した授業科目の単位は取り消すことができない。

(履修単位の保留)

第22条 当該学期の学費が未納の場合は、納入されるまでの間、履修した授業科目の単位は保留される。

(履修成績の通知)

第23条 履修成績は、成績通知書により通知する。

(修学改善勧告及び退学処分)

第24条 1年間に履修した授業科目につき、16単位以上を修得できない者（卒業単位を修得した者又は従前の修学状況等により修学改善勧告を行うことが適当でないと判断される者を除く）に対し、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が修学改善勧告を行う。

2 修学改善勧告を受けた者で、次年度においても改善の意思がないと判断される者については学則第38条にもとづき退学処分とする。

(規程の改廃)

第25条 この規程は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が改廃する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条及び第6条は、平成27年度入学生より適用する。なお、この規程にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの入学生、並びに上記年度入学生が属する学年に編入する編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程の第5条は、平成28年度入学生から適用する。なお、この規定にかかわらず、第24条は平成28年4月1日に在学する者に適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(1) 試験細則

(趣旨)

第1条 この細則は、「教育課程及び履修方法に関する規程」(以下「規程」という。) 第14、15、16、17、18条の規定に基づき、試験に関して学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験及び特別試験とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、「規程」第14条に定めるとおりとする。

(追試験)

第4条 追試験は、「規程」第17条に定めるとおりとする。

- 2 定期試験を受けることができないため追試験を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添え、原則として授業終了日までに教育企画課に届け出て、追試験願を提出しなければならない。
- 3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入しなければならない。但し、病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、やむを得ない事由による追試験受験の場合は、手数料を徴収しない。
- 4 追試験は、当該学年の成績提出期限までに行うことを原則とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、「規程」第18条に定めるとおりとする。

- 2 特別試験は、卒業年次に履修した科目で、合格点に達しなかった科目4科目以内の学生に限り、受けることができる。
- 3 特別試験を受ける者は、教育企画課に届け出てその指示を受け、所定の手数料を添えて特別試験願を提出しなければならない。
- 4 特別試験は、学長決定事項として、学長が別に定める期間に行う。

(受験資格)

第6条 試験を受ける者は、次に掲げる各号を満たす者でなければならない。

- 一 試験を受けようとする授業科目を、その学年において登録していること。
- 二 同一科目について前年度までに単位を修得していないこと。
- 三 各履修科目の総授業時数の3分の2以上出席していること。

(受験の方法)

第7条 筆答試験を受ける者は、指定の日時・試験会場で受験しなければならない。レポート試験、又は口述試験を受ける者は、担当教員の指示により受験するものとする。

(細則の改廃)

第8条 この細則は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 受験心得

受験に際しては、以下の事項を厳守すること。

- 1 指定された試験の日時・試験場で受験すること。

- 2 学生証は必ず携帯し、指定の座席の机上に提示すること。
- 3 持込みを許可されたもの以外は、すべて腰掛の下に置くこと。（机の中には入れないこと。）
- 4 机上にまぎらわしい文字が書き込んである場合は、挙手し、監督の点検を受けること。
- 5 教室の机、腰掛を監督者の許可なく、移動してはならない。
- 6 受験者は、試験開始後20分以上経過した場合は、入室できない。また、受験開始後30分を経過するまでは退室することはできない。
- 7 答案用紙を持ち帰ってはならない。
- 8 受験者は、試験場内において、一切不正な行為をしてはならない。
- 9 不正行為があった場合は、「教育課程及び履修方法に関する規程」第16条により、当該学期に受験した全科目が無効となる。さらに、その他の処分が学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が決定することがある。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

GPAポイントの算出について

GPAポイントを以下のように定める。誤解の無いよう、正しく理解することが求められる。

合格：秀・S（90～）=4、優・A（80～）=3、良・B（70～）=2、可・C（60～）=1

不合格：不可・D（～59）=0、放棄・F=0

＜算出式＞

$$GPA = \frac{4.0 \times S \text{の修得単位数} + 3.0 \times A \text{の修得単位数} + 2.0 \times B \text{の修得単位数} + 1.0 \times C \text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (DやFの単位数も含む)}}$$

* 小数点第4位を切り捨て、小数点第3位までの数値で表示する。

＜留意点＞

- ① 認定・N：「認定」の科目は、GPA算出の対象としない。
- ② 履修登録変更期間以降に履修放棄をした科目は、原則として算出の分母に加える⇒GPAポイントが必然的に低くなる⇒変更期間以降は安易に放棄することなく、最後まで受講し確実に単位を修得すること。
- ③ 秀「S」とは、教員が設定した学習目標に対し、ほぼ完全に目標を達成した学生に与えられる。

CAP制の特別措置

前年度のGPAポイントが

- ① 2.0ポイント以上の場合、履修登録に8単位の追加を認める。
- ② 2.5ポイント以上の場合、履修登録に12単位の追加を認める。
- ③ 3.0ポイント以上の場合、履修登録に16単位の追加を認める。